

令和元年6月20日

門真市議会議長

内海 武寿 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第27号 門真市税条例等の一部改正について
- 2 議案第28号 門真市手数料条例等の一部改正について
- 3 議案第29号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和元年6月12日（水）

○議案第28号 門真市手数料条例等の一部改正について

（議案の内容）

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における許可申請等に係る手数料の新設、老人ホーム等に係る容積率の算定及び防災街区整備地区計画等の適用区域内における建築物の制限の見直し等を行う。

（主な質疑と答弁）

問	建築基準法の改正概要は。
答	建築物をめぐる状況として、近年では全国的な空き家の増加傾向や大規模火災による被害が発生している。 改正概要としては、より合理的かつ実効的な制度を構築するため、空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とする代替措置を規定するなど、建築物の用途変更に伴う制限が合理化された。 また、建築物の防火改修・建てかえなどによる市街地の安全性を確保するため、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率が緩和されるなどの改正が行われた。
問	本市のまちづくりの課題としては、空き家や老朽建築物の解消や不燃化率の向上等があるが、同法改正による影響は。
答	既存建築ストックの利活用が促進し、空き家対策にも寄与することが期待される。 また、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率が緩和されることなどにより、建てかえなどを通じて安全性が確保され、密集市街地の改善にもつながると考えている。
問	同法改正を、今後どのようにまちづくりに生かすのか。
答	窓口等機会を捉えて周知・啓発に努めていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第27号及び第29号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和元年6月20日

門真市議会議長

内海 武寿 様

民生常任委員会

委員長 土山 重樹

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 2 議案第29号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和元年6月13日（木）

○議案第29号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7329万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595億8438万1000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：運動・スポーツ習慣化促進事業国庫補助金 958万1000円

歳出：運動・スポーツ習慣化促進事業委託料 932万8000円】

問 運動・スポーツ習慣化促進事業の概要は。

答 同事業は、市と門真市医師会及び関西医科大学健康科学センターとの協働により市内医療機関に通院する60歳以上の市民を対象に、疾病等の管理や予防のために運動、スポーツをすることが必要な高齢者等へ運動指導等を行う認定トレーナーを養成し、運動継続に向けた支援を実施するものである。

また、骨格筋量の減少と筋力もしくは歩行速度等の身体機能の低下を認める、いわゆるサルコペニアはフレイルの本質的な病態として重要なものとされており、それに対する予防的介入を効果的、効率的に推進する上で、かかりつけ医と同トレーナー、スポーツ専門医の3者が医療情報共有アプリを用いて、運動プログラム、運動記録、運動の効果を共有し、対象者の運動習慣化が図られるように取り組むものである。

問 同事業に取り組むことになった経緯は。

答 平成29年度に同医師会及び同大学健康科学センターが協働で市内医療機関に通院する自立した高齢者等の約1000人に対して、サルコペニアの実態調査を実施したところ、男女とも約3割の者がサルコペニア予備軍と認められ、将来的な介護リスクを低減するための予防的介入が必要という状況が把握された。

今般、市協力のもと、スポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業のうちの運動・スポーツ習慣化促進事業が採択されたことから、運動等を通じて健康の保持・増進に取り組むものである。

問 同事業実施における今後の市の展開は。

答 同事業のモデル的な実践を通して、その効果や課題を整理し、高齢者等が安全で効果的に運動を習慣化するために必要な条件や環境等の把握に努めていく。

また、いきいき百歳体操等の介護予防の取り組みや、総合体育館を初めとした地域にある既存の社会資源との連携等を視野に入れ、同医師会、同大学健康科学センターなどとの協働により、高齢者等が地域で運動習慣が継続できる体制づくりを目指していく。

【歳入：プレミアム付商品券事務費補助金 2億円
 プレミアム付商品券事務費補助金追加分 1870万円
 歳出：プレミアム付商品券発行等事業委託料追加分 2億1870万円】

問 プレミアム付商品券の内容は。

答 本市と守口市の両市内の店舗で広域的に使用できる1冊5000円分の商品券を4000円で販売するものである。対象者1人当たり最大5冊まで分割購入が可能であり、1冊10枚つづりで、1枚当たりの額面が500円と利用しやすい額での運用を予定している。

問 同事業の予算内訳は。

答 最大の発行額を想定した商品券の割り増し額に係る事業費として2億円、商品券販売に係る委託料として1870万円の歳出を追加計上している。

また、本事業に係る経費は全額国庫補助対象であることから、歳出額と同額を歳入として計上しているが、今後、歳出額に増減が生じた場合は、実績に応じた額が国より補助されることとなる。

問 同商品券の購入対象者は。

答 住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族並びに生活保護受給者等を除く令和元年度住民税の非課税者、または、平成28年4月2日から令和元年9月30日生まれの子がいる世帯の世帯主である。

問 同商品券の購入手続方法は。

答 住民税非課税者は申請が必要であり、7月下旬から送付する購入希望申請書を市に提出し、審査後、希望者に対し購入引きかえ券を市から送付する。

一方、子育て世帯は申請が不要で、購入引きかえ券を9月下旬から11月中旬にかけて市から順次送付する。

送付された購入引きかえ券を所定の販売場所で提示することで商品券を購入することが可能となるが、購入場所及び使用可能店舗は現在未定であり、決定次第周知していく。

問 同商品券の申請期限と購入及び使用期間は。

答 申請期限は11月末日までとし、購入及び使用期間については10月1日から翌年2月末日までを予定している。

問 同商品券の周知方法は。

答 個別周知として、非課税者への購入希望申請書の送付及び子育て世帯への購入引きかえ券送付を行うほか、「広報かどま」6月号からの記事掲載並びに8月号及び10月号での折り込みチラシの配布も予定している。

このほか、市ホームページや市施設でのポスター掲示等、より多くの周知方法により、対象者が事業を知らないために購入できないことがないように努めていく。

【債務負担行為：一般ごみ等収集業務委託（14） 3億1750万9000円
 一般ごみ等収集業務委託（15） 2億1167万3000円】

問 一般ごみ収集事業に係る補正予算の概要は。

答 平成31年4月にクリーンセンター業務課の職員が2人異動したことなどにより、1台分の欠員が生じたこと及び、平成27年度より行っている一般ごみ等収集業務委託の4台分が今年

度末をもって契約期間満了となることから、恒常的な安全性の確保及び職員の負担軽減のため、合わせて5台分の委託料を増額するものである。

問 同事業における委託率の変化は。

答 定曜日の一般ごみ収集の業務委託率は、約72.7%であるが、1台分の追加により、令和2年度から直営車両5台、委託車両17台となり、約77.3%となる。

問 委託率が約77.3%になったことに伴い、今後、起こり得ると予測される災害発生時及び土・日や年末年始の通常業務以外の突発的な場合の対応方法は。

答 平成27年度より委託業者全者と災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書を締結しており、本市地域防災計画に基づく業務の実施について協力を要請することとしている。

通常業務以外の突発的な場合の対応についても、当該年度に締結している一般ごみ等収集業務委託契約に基づく人員、車両等の確保について迅速かつ的確に対応をしてもらえるものと考えている。

(その他の質疑項目)・生活保護システム改修について

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第5号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく承認すべきものと決した。

令和元年6月20日

門真市議会議長

内海 武寿 様

文教こども常任委員会

委員長 森 博孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第29号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和元年6月14日（金）

○議案第29号 令和元年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7329万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595億8438万1000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：病児・病後児保育事業 1174万3000円】

問 病児・病後児保育事業における過去3年間の利用状況は。

答 病児保育事業については、病児保育室ティーグルにおいて実施しており、年間延べ利用者数は、平成28年度は743人、平成29年度は860人、平成30年度は425人である。なお、平成30年度は休室した平成30年11月中旬までの利用人数となっている。

病後児保育事業については、平成29年度から智鳥保育園において実施しており、年間延べ利用者数は、平成29年度は24人、平成30年度は13人となっている。

問 同事業の現在の状況は。

答 病児保育事業については、病児保育室ティーグルが職員体制等の事情により、平成30年11月中旬より一時的に休室しているが、現在、再開に向けた準備が進められている。再開の時期や定員、開室時間・曜日等の詳細については、今後の保育士の確保状況等により決定される予定である。

また、病後児保育事業における今年度の利用状況は、4月は1人、5月は5人となっている。

問 同事業における課題は。

答 事業の対象が病気や病気の回復期の児童に限られることから、利用者数が一定せず、安定的な事業運営につながりにくいこと、利用手続の煩雑さや利用料金の設定等を理由とした利用控えがあること、全国的な保育士不足の状況により事業者が保育士等の確保に苦慮していることなどが挙げられる。

問 同事業の今後の方向性は。

答 同事業は、これまでの利用実績からも子育て世帯にとってニーズが高いサービスであると認識しており、今後においても門真市子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定に向けて実施したニーズ調査の結果等も踏まえ、さらなる事業の充実に努めていきたい。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決